



# 佐賀県公報

平成 20 年  
4 月 30 日  
(水曜日)  
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 規 則

◎佐賀県ふるさと寄附金基金条例の施行期日を定める規則(四七・経営支援本部) 一

◎佐賀県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (四八・税 務 課) 一

◎佐賀県税条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定め (四九・ ) 二

る規則 (五〇・ ) 三

◎狩猟税証紙徴収規則の一部を改正する規則 (五一・ ) 四

◎佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則 ( ) 四

### 公布された規則のあらまし

◎佐賀県ふるさと寄附金基金条例の施行期日を定める規則(規則第四七号)

佐賀県ふるさと寄附金基金条例の施行期日は、平成二一年四月三〇日とする

こととした。

◎佐賀県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(規則第四八号)

佐賀県税条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成二〇年四月三〇日と

することとした。ただし、一部の規定については、平成二一年一月一日、同年

四月一日、平成二二年一月一日又は同年四月一日とすることとした。

◎佐賀県税条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則(規

則第四九号)

1 佐賀県税条例の一部を改正する条例の施行に伴い、不動産取得税、自動車

取得税、軽油引取税等について所要の経過措置を定めることとした。(第二

条)第五関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

◎狩猟税証紙徴収規則の一部を改正する規則(規則第五〇号)

1 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の特例措置が講ぜられることに伴い、所要の

改正を行うこととした。(第二条、様式第一号及び様式第二号関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

◎佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第五一号)

1 地方税法及び佐賀県税条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行うことと

した。

2 この規則は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

## ○ 規 則

佐賀県ふるさと寄附金基金条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十年四月三十日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第四十七号

佐賀県ふるさと寄附金基金条例の施行期日を定める規則

佐賀県ふるさと寄附金基金条例(平成二十年佐賀県条例第一号)の施行期日

は、平成二十年四月三十日とする。

佐賀県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布す

る。

平成二十年四月三十日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第四十八号

佐賀県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県税条例の一部を改正する条例（平成二十年佐賀県条例第三十号。以下「改正条例」という。）の施行期日は、平成二十年四月三十日とする。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）第三十条第一項第七号の改正規定並びに同条例附則第五条の三及び第五条の四の改正規定並びに同条例附則第十一条の二の三を削る改正規定並びに改正条例附則第二条第二項から第四項までの規定 平成二十一年一月一日

二 佐賀県税条例第三十二条及び第三十四条の三の改正規定、同条を同条例第三十四条の四とする改正規定、同条例第三十四条の二の改正規定、同条を同条例第三十四条の三とする改正規定、同条例第三十四条の次に一条を加える改正規定並びに同条例第三十九条第一項第五号、第四十六条の五、第一百七十七条及び第四百二十二条の十一の改正規定並びに同条例附則第二条、第五条、第五条の五第二項、第七条、第八条、第十一条、第十一条の二第二項第三号及び第十一条の三の改正規定並びに改正条例附則第二条第五項の規定 平成二十一年四月一日

三 佐賀県税条例第四十六条の十五及び第四十六条の十六の改正規定並びに同条例附則第六条の改正規定並びに改正条例附則第二条第六項の規定 平成二十二年一月一日

四 佐賀県税条例附則第五条の五第一項第二号、第十一条の二第一項及び第七項の二の二の改正規定並びに改正条例附則第二条第七項及び第八項の規定 平成二十二年四月一日

佐賀県税条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則をここに公布する。

平成二十年四月三十日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第四十九号

佐賀県税条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則

（趣旨）

第一条 この規則は、佐賀県税条例の一部を改正する条例（平成二十年佐賀県条例第三十号。以下「改正条例」という。）附則第八条の二の規定に基づき、改正条例による改正後の佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）の規定の適用に関し必要な事項その他改正条例の円滑な施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 改正条例の施行の日の翌日（以下「適用日」という。）前の改正条例による改正前の佐賀県税条例第六十三条の二第一項第四号に該当する場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第三条 改正条例による改正後の佐賀県税条例（以下「新条例」という。）附則第二十一条第一項の規定は、適用日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税の税率について適用し、適用日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第四条 新条例附則第二十二条第二項の規定は、適用日以後に佐賀県税条例第四百四十三条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条例第四百四十四条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入（以下この条において「軽油の引取り等」という。）が行われた場合又は適用日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第四百四十三条第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税

の税率について適用し、適用日前に軽油の引取り等が行われた場合又は適用日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。  
 (改正条例附則の規定の読替え)  
**第五条** 改正条例附則第八条の二の規定による改正条例附則の規定の読替えは、次の表のとおりとする。

附則 第三 条第 一 項	読み替える改正条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	附則第三条第一項	この条例の施行の日(以下「施行日」という。)	平成二十年四月一日
附則 第三 条第 四 項	施行日前	及び同日	同日
	施行日	同日	同日
附則 第 四 条 第 一 項	施行日以後	及び同日	この条例の施行の日(以下「施行日」という。)
	及び施行日	同日	、平成二十年四月一日以後
附則 第 五 条 第 一 項	施行日以後	同日	及び同日
	施行日前	同日	同日
附則 第 五 条 第 二 項	施行日	新条例第五十七条第二項の規定は、施行日の翌日(以下「適用日」という。)以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡について適用し、適用日	同日
	施行日以後	平成二十年四月一日以後	同日
附則 第 八 条	施行日前	同日	同日
	施行日以後	同日	同日
附則 第 十 条 第 一 項	施行日以後	、平成二十年四月一日以後	、平成二十年四月一日以後
	及び施行日	及び同日	及び同日
附則 第 十 条 第 一 項	施行日前	同日	同日
	同日	同日	同日

この規則は、公布の日から施行する。

狩猟税証紙徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月三十日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第五十号

狩猟税証紙徴収規則の一部を改正する規則

狩猟税証紙徴収規則(昭和二十九年佐賀県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

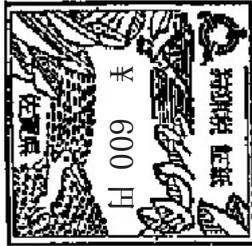
第二条中「五千五百円、四千五百円、二千七百円及び千三百円」を「六千五百円、五千五百円、四千五百円、三千円、二千七百円、二千円、千三百円、千円及び六百円」に改める。

様式第一号中



を

様式第二号中



改める。

次に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録 (1) 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 (2) (1)の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録	上記 1～5のうち該当する区分の税額に、(1)の場合は4分の1を、(2)の場合は4分の3を、それぞれ乗じて得た金額(100円未満切捨て)
--	--

次に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録 (1) 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 (2) (1)の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 (3) 対象鳥獣捕獲具に係る狩猟者の登録 (4) (3)の登録を受けていた者が対象鳥獣捕獲具でなくなつた場合であつて、当該登録に係る狩猟免許と同一の種類の新規の狩猟免許について当該登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録 (5) (1)と(3)又は(4)の重複登録 (6) (2)と(3)又は(4)の重複登録	上記 1～5のうち該当する区分の税額に、(1)の場合は4分の1を、(2)の場合は4分の3を、(3)及び(4)の場合は2分の1を、(5)の場合は8分の1を、(6)の場合は8分の3をそれぞれ乗じて得た金額(100円未満切捨て)
---	---

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月三十日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第五十一号

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県税条例施行規則（昭和三十年佐賀県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の見出し及び同条第一項中「法人等」を「法人」に改める。

様式第六号の現年課税分の表の注の6を次のように改める。

6 平成18年度以前賦課分の税額変更に係るものがある場合は、別紙第1を添付すること。

様式第六号の滞納繰越分の表中「+③」を削り、同様式の別紙第一の②の表を削り、同様式の別紙第一の③の表中「及び②」を削り、

「 払込あん分率		「 払込あん分率	
特定		確定	
確定		確定	「平成19年度のみ」

を「3月末繰以降分の報告を行う際に」に改め、回表を同様式の別紙第一の表とし、同様式の別紙第一の③を「（平成19年度以後の賦課に係るもの）」及び「（次の②の表に記載したもの）」を削り、同様式の別紙第一の③を削り、同様式の別紙第一の③を「平成20年6月以後、平成19年度中に別紙第一の②に記載していたものうち、」を「平成19年度以後に賦課決定を行ったものうち、平成18年度以前の賦課に係るもので、」に改め、同様式の別紙第一の③を削り、同様式の別紙第一を次のように改める。

## 別紙第 2

## 過誤納金還付及び加算金明細書

(単位：円)

還付金等の 支出年月等		過誤納金 還付金 ( A )	還付金に対 する加算金 ( B )	あん分率	県民税相当額		備 考
					過誤納金 還付金	同左加算金	
平成 18 年 度以前の 賦課に係 るもの	年 月	( 件 )	( 件 )				
	年 月	( 件 )	( 件 )				
	年 月	( 件 )	( 件 )				
	小計	( 件 )	( 件 )				
平成 19 年 度以後の 賦課に係 るもの	年 月	( 件 )	( 件 )				
	年 月	( 件 )	( 件 )				
	年 月	( 件 )	( 件 )				
	小計	( 件 )	( 件 )				
所得変動 に伴うもの	年 月	( 件 )					
	年 月	( 件 )					
	年 月	( 件 )					
	小計	( 件 )					
計		( 件 )	( 件 )		( C )	( D )	

注 1 この明細書は、「徴収取扱費の計算書」に添付すること。

2 (A)欄及び(B)欄には、市町民税及び県民税の合計額を記入すること。

なお、延滞金の還付があるときは、その額を本税と合わせて記入すること。

3 実際に支出した月ごとに記入し、県民税相当額については、(A)欄及び(B)欄の額にあん分率を乗じて算定した額を記入すること。

なお、(A)欄及び(B)欄の金額については、市町が予算を通じて支出した額に限られるものであること。

4 あん分率は、その支出した日の属する月の末日現在におけるものを記入すること。

なお、18年度以前の賦課に係るものについては「平成18年度確定あん分率」を使用し、所得変動に伴うものについては「県民税相当額」が把握できる場合には相当額を記入すること。

様式第七号の別紙第四中「地方税法第37条の3」を「地方税法第37条の4」に改める。

様式第十七号中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

様式第二十三号中「又は緑資源公園」を削る。

様式第二十四号中「及び佐賀県税条例の一部を改正する条例（平成15年佐賀県条例第27号）による改正前の佐賀県税条例（以下「旧条例」という。）附則第17条第3項」を削る。同様の注の2中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同様の注の4を削る。

様式第二十五号中「又は緑資源公園」を削る。

様式第二百一十号の二中

電子納付  
(ペイジー)用

を削る。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第七号の改正規定（様式第七号の別紙第四中「地方税法第37条の3」を「地方税法第37条の4」に改める部分に限る。）は、平成二十一年四月一日から施行する。

( 様式に関する経過措置 )

2 平成十九年度分の個人の県民税の賦課徴収に関する報告に係る様式については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の佐賀県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

購読料  
申込先  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年四月三十日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日  
印刷社 (株)佐賀印刷社